長野県のツキノワグマ目撃及び人身被害の状況

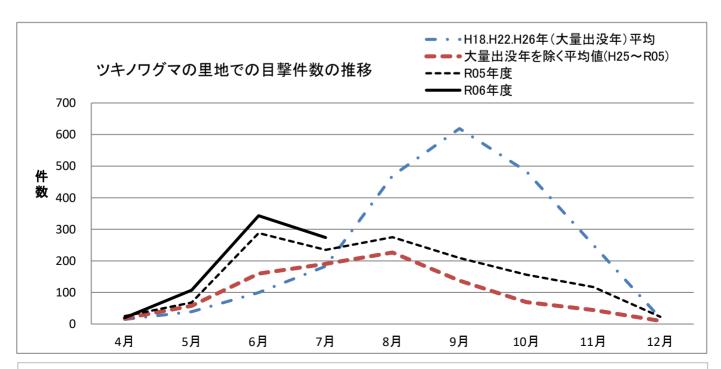
長野県林務部森林づくり推進課

ツキノワグマの里地での日撃件数の推移

<u>ッキアワグマの里地での日挙件数の推移</u>													
年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月 - 3月	4-3月 計	人身被害 件(人)	
H18	22	27	108	252	817	909	751	434	42	1	3, 362	16 (18)	
H22	8	38	112	159	327	535	269	139	4	ı	1, 591	14 (14)	
H25	14	41	84	89	147	85	12	4	0	-	476	3 (3)	
H26	14	52	79	138	263	413	430	177	9	-	1, 575	31 (32)	
H27	25	47	134	142	177	37	12	8	0	0	582	6 (6)	
H28	12	60	137	163	171	118	87	31	6	1	786	9 (9)	
H29	11	20	91	151	152	128	22	20	3	2	600	6 (7)	
H30	22	92	183	158	182	55	23	18	9	7	749	5 (5)	
R01	18	64	196	291	334	207	125	68	16	13	1, 332	8 (8)	
R02	16	50	151	264	411	309	126	86	14	10	1, 437	12 (12)	
R03	16	78	210	266	205	116	83	62	20	3	1, 059	16 (16)	
R04	20	56	124	147	211	113	50	26	9	14	770	8 (8)	
R05	25	68	288	235	275	209	156	117	23	10	1, 406	11 (12)	
R06	20	107	343	274							744	6 (6)	

[※]人身被害は林内での発生も含む。 網掛けのセルは大量出没年。

凡例	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	4-12月 累計	人身被害 件(人)
H18. H22. H26年 (大量出没年) 平均	15	39	100	183	469	619	483	250	18	2, 176	20. 3 (21. 3)
大量出没年を除 く平均値(H25~ R05)	18	58	160	191	227	138	70	44	10	914	8.4(8.6)
R05年度	25	68	288	235	275	209	156	117	23	1, 396	11 (12)
R06年度	20	107	343	274						744	6 (6)



- ・平常年は、山のエサが少なくなり農作物が収穫を迎える8月が目撃件数のピークとなっている。
- ・大量出没年では、8月から11月にかけて目撃件数が増加し、特に9月、10月が顕著に増加している。堅果類の豊凶の影響が推察される。

ツキノワグマ対策について

森林づくり推進課鳥獣対策係

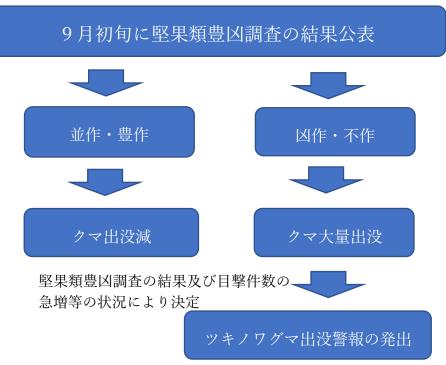
1 経過

令和6年3月	・ツキノワグマ対策あり方検討会での提言を踏まえて 「長野県における新たなツキノワグマ対策 (案)」を策定
令和6年7月	・大量出没時の人身被害対策を実施できるよう 「第二種特定鳥獣管理計画(第5期ツキノワグマ保護管理)」を一部変更
令和6年7月	・長野県野生鳥獣被害対策本部会議で 「長野県における新たなツキノワグマ対策」決定

2 被害対策のための支援

①実態把握・モニタリング強化	・堅果類豊凶調査の実施(8月~9月)・環境省事業を活用したクマのカメラトラップ調査(9月~11月)
②人とクマとのすみ分け等の徹底	・野生鳥獣被害対策チームとクマ対策員等による 集中点検の実施(6月~7月) ・ゾーニング管理の導入促進(8月に研修会開催) ・森林税を活用した緩衝帯整備の実施(年間)
③判断基準の明確化による市町村対応の 迅速化	・「出没時対応マニュアル」の改訂(4月)
④大量出没における人身被害防止対策	・ツキノワグマ出没注意報の発出(6月~8月)
⑤野生鳥獣被害対策チーム等、クマ対策 推進・連携体制の強化	・ツキノワグマ目撃(出没)マップを県HPに掲載(7月~)
⑥国の動向の注視と県の対策への活用	・指定管理鳥獣対策事業交付金の活用を検討

3 今後の対応



(参考) ツキノワグマ出没注意報・出没警報の発出基準

【注意報】(次のいずれかが、又は複数項目が該当した場合に発出)

- ・前年又は前々年の堅果類の豊凶調査結果等から、子連れグマ又は親離れグマ等が多く出没することが予測される
- ・里地での目撃件数が月単位で平常年の1.5倍以上
- ・里地での目撃件数の週単位の伸び率(前週比)が、当該週の属する月単位の平常年の伸び率(前月比)の概ね1.5倍以上
- ・里地での人身被害の発生

【警 報】(次のうち複数項目が該当した場合に発出)

- ・堅果類の豊凶調査結果等から凶作が予測(大量出没が予測)される
- ・里地での目撃件数が月単位で平常年の2倍以上
- ・里地での目撃件数の週単位の伸び率(前週比)が、当該週の属する月単位の平常年の伸び率(前月比)の概ね2倍以上
- ・ 里地での人身被害が 1 か月間に複数回発生
- ※上記を基準に、出没や被害状況を総合的に勘案し、専門家の知見を得て決定する。
- ※上記基の基準のほか、専門家等が発出を必要と認めた場合も、他の専門家との協議 の上発出を決定することができる。

野生鳥獣による人身事故発生状況

(単位:件(人))

年 度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6 年 7 月末		
ツキノワグマ	5 (5)	8 (8)	12 (12)	16 (16)	8 (8)	11 (12)	6 (6)		
ニホンザル	- (-)	- (-)	1 (1)	1 (1)	2 (6)	- (-)	- (-)		
イノシシ	- (-)	- (-)	2 (3)	- (-)	1 (1)	1 (1)	- (-)		

<令和5年度に発生した人身事故の状況>

ツキノワグマ:場所 里地1件、林内10件

時期 5月2件、6月2件、8月3件、9月1件、10月1件、11月2件

イノシシ :場所 里地1件

時期 6月1件

<令和6年度(7月末現在)に発生した人身事故の状況>

ツキノワグマ:場所 里地3件、林内3件

時期 6月4件、7月2件

市町村等を通じた注意喚起

- R6. 4.12 ツキノワグマの出没に係る適切な対応について
 - ・野生鳥獣による事故発生時の連絡体制の確認
 - ・冬眠明けのクマへの注意事項、クマと遭遇しない対応の紹介等
- R6. 6. 4 ツキノワグマによる人身被害防止のための取組の徹底について
 - ・6月初旬に人身事故が2件続いて発生したことを受け、注意喚起を発出
- R6. 6. 5 ツキノワグマ出没注意報の発出について
 - ・ツキノワグマの目撃件数が増加傾向にあることや、人身被害の発生を受け、県民 等に向けた注意喚起
- R6. 7. 18 ツキノワグマ出没(目撃)マップの公表について
 - ・長野県HPへのマップ掲載



To avoid coming across bears...

[Make bears aware of human's presence!]

 Ring bells or something to sound as you go into the mountains or forest.

[Know where bears appear.]

- · Bears go to where there is food.
- They eat not only acorns but also cherries, mulberries, wild strawberries, persimmons, and chestnuts.

[Don't]

- Throw food away.
- Walk in the forest in the early morning,
 or when it becomes dark.

Best case scenario is not coming across a bear!



To avoid coming across bears...

[Make bears aware of human's presence!]

 Ring bells or something to sound as you go into the mountains or forest.

Know where bears appear.

- Bears go to where there is food.
- They eat not only acorns but also cherries, mulberries, wild strawberries, persimmons, and chestnuts.

[Don't]

Throw food away.

 Walk in the forest in the early morning, or when it becomes dark.

Best case scenario is not coming across a bear!

サル等の野生動物に 出会ったら If you meet wildlife.

サル等の野生動物に出会った場合、多くは移動の最中なので、サル等は 自然に立ち去ります。しかし、突然近くで出会ってしまった場合は、以下に 注意してください。

刺激しない

Don't excite wildlife.

目を合わせず、さわがず、ゆっくり、その場を立ち去りましょう。 興奮させると人を攻撃することもあります。安全な場所に立ち去りましょう。

近づかない

Don't approach wildlife.

近づくと、人を攻撃してくることがあります。スマートフォンやカメラの撮影で近づくことも大変危険ですので、近づかないでください。

エサを絶対にあたえない

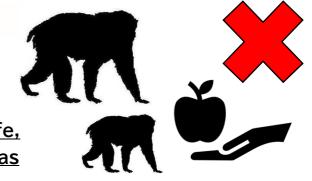
Don't feed wildlife.

エサを与えると、人を怖がらなくなり、人や農作物への被害につながります。 エサは絶対に与えないでください。エサとなる生ゴミ等も適切に管理しましょう。

◆ 万が一、サル等におそわれたら

引っかかれたり、かまれてしまったら感染症の恐れがあります。すぐに医療機関を受診してください。

If you are scratched or bitten by wildlife, you make sure to see a doctor as soon as possible.



サル等の野生動物に餌を与えないでの

Do not approach or feed wildlife

餌付けは、野生動物による農作物や人への被害を助長します

<人や作物に慣れる/人を威嚇する/車にぶつかる>



Fed wildlife is DEAD them. If you care, don't feed! If wildlife become reliant on, or expects food to be provided by humans, it means that they begin congregating near where humans live, which causes more damages on the crops in the fields, road accidents, increased aggressive behavior towards humans, and may limit their natural fear of humans.

◆ 万が一、噛まれたら

感染症の恐れがあります。

サル等に引っかかれたり、かまれてしまったら、<u>すぐに医療機関を受診してください。</u>

If you are scratched or bitten by wildlife, you make sure to see a doctor as soon as possible.

(参考)

1 第二種特定鳥獣管理計画の概要

(1)目的

- ・数が著しく増加又は生息地が拡大している鳥獣について、その地域個体群を長期にわたって安定的に維持するとともに、被害を軽減することを目的に県が策定。
- 長野県では、イノシシ、ニホンザル、ニホンカモシカ、ニホンジカ、ツキノワグマの5 種類。

(2)計画期間

5年間

2 長野県が策定する第二種特定鳥獣管理計画

(1)種類別の一覧

獣種	計画期間	考え方
ニホンカモシカ	R2. 4~R7. 3	被害防除を優先し、なお捕獲が必要な場合に個体
(第5期)		数調整を実施
ニホンジカ	R3.4~R8.3	個体数管理を中心とした適正な生息密度への誘
(第5期)		導、被害防除等総合的な対策の実施(40,000 頭/
		年捕獲)
ツキノワグマ	R4. 4~R9. 3	緊張感ある共存関係の再構築による地域個体群
(第5期)		の安定的な維持と人身被害の回避及び農林業被害
		の軽減
イノシシ	R5. 4~R10. 3	集落ぐるみの総合的対策(生息環境整備、被害防
(第4期)		除、捕獲対策)による被害の抑制
ニホンザル	R6. 4~R11. 3	生息情報マップの作成と加害レベルの判定に基
(第5期)		づく総合対策による被害の抑制

(2) 計画策定の状況

【凡例】●:生息状況調査、▲:生息状況調査(継続分)○:個体群動向調査、◎特定計画策定、第○期:特定鳥獣管理計画期間

H11	区	分	H2	20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06	R07	R08	R09	R10
	+	= 3 . - 1 1)	•© O	0	0	0	0	•0	©O	0	0	•0	00	0	0	0	•0	00	0	0	0	•0
	カモシカ		- 1	第2期 第		第3	期→-	$\rightarrow \rightarrow \rightarrow \rightarrow \rightarrow$				第4期→→→→				第5期→→→→→			→	第6期→→→			•	
法改正	= :	ホンカ			•	0					•◎				•	0				•	0			
正	ジ	カ	第	2 其	月→→	→	第3	期→→	·	→		第4	朝→-	·	→		第5	朝→→		→		第6期]→→	
特定		・ノワ					•◎				•	0				•	▲◎				•	0		
計画	グ	マ	第	2 其	別→→	→		第3期→→→→-			→ 第4期→→→→-				→	第5期→→→				→ →			第6期	
制度創		′ シシ	•	0					•◎			•	0				•	0				•	0	
設	7 /	<i></i>			第1	期→→	·	→	第2期→-				→→→→ 第3期→→			·	→		第 4 其	月 →→-	$\rightarrow \rightarrow \rightarrow$		第5期	
	= :	ホンル	•	0					•◎				•	0				•	0				•	0
	ザ	ル	第:	1期	第2	期→→	→ → →	→		第3	朝→→	·	→		第4	朝→	·	→		第5期	→ → → → →			